

さ情審査答申第166号  
平成31年1月15日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年10月28日付けで貴職から受けた、「歩道環境改良工事（一般国道463号）その2の予算の繰り越しのわかるもの」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

平成28年4月8日付け建南道安第94号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと、予算の繰越しに係る課長が決裁した文書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

不存在は違法かつ不当

不存在の当否を争う

予算のくり越しについて課長が決裁した文書があるはずである

#### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- (1) 歩道環境改良工事は、交通安全施設整備事業の一環として道路のバリアフリー化を図るものであり、平成27年12月22日から平成28年3月14日までを工期としていたが、工事の進捗が遅れ、平成28年9月30日まで工期を延期することとなった。
- (2) 会計年度を越えた工期の延期は、2月定例会で予算繰越しの承認が必要となるため、予算の執行を行っている建設局南部建設事務所道路安全対策課（以下「南部道路安全対策課」という。）が資料を作成し、関連予算の取りまとめ課である建設局土木部道路環境課（以下「道路環境課」という。）に提出した。その後は、建設局のとりまとめ課である土木部土木総務課（以下「土木総務課」という。）を通じて財政課に提出され議案の一部となる。
- (3) 審査請求人の行政情報開示請求に対して、南部道路安全対策課が特定した行政情報は、当該工事に関する「支出負担行為伺書（工事委託等・変更伺）」及び「建設工事請負変更契約書」である。また、同一内容の開示請求があった道路環境課は、2月定例会で予算の繰越しの承認を得るために作成した「平成27年度歳入歳出決算見込み調書のうち特定歩道環境改良工事の繰越しに関する部分」及び「繰越しに関する調書」（以下「繰越しに関する調書等」という。）を特定し、道路安全対策課と同時に開示を行った。
- (4) これに対し、審査請求人は、予算の繰越しについて、南部道路安全対策課長が決裁した文書があるはずであると主張しており、道路環境課が開示した繰越しに関する調書等を作成するため、予算の執行を行っている南部道路安全対策課長の決裁した文書があるはずだと主張している。
- (5) 道路環境課は、2月定例会に向けた準備として、所管する道路の改良工事等について、予算執行を行っている関係各課にメールで執行状況を把握するための照会を行った。南部道路安全対策課は当該メールによる照会を受けて、請負業者の工事進捗等を精査しながら、課内で予算の繰越しの調整・確認を行い、決裁文書は作成しなかったが、課長の了承を得たうえで、イントラネット上のファイルサーバーを通じて道路環境課に回答した。その後、道路環境課は、関係各課からの回答をとりまとめて繰越しに関する調書等を作成し、道路環境課長の決裁後に土木総務課に提出し、最終的には建設局全体の繰越しに関する調書等が土木総務課より財政課に提出されている。この過程で、南部道路安全対策課長の決裁した文書は作成していないため存在しない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月1日に開示請求を行った「歩道環境改良工事（一般国道463号）その2の予算繰り越しのわかるもの」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、当該工事に関する「支出負担行為伺書（工事委託等・変更伺）」及び「建設工事請負変更契約書」を特定し、開示しない部分を、予算の繰り越しに関する行政情報とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、予算の繰り越しについて南部道路安全対策課長が決裁した文書があるはずだという主張から、処分の取消しと同課長が決裁した文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

## 2 本件処分の当否について

(1) 当審査会において開示された文書を確認したところ、実施機関が特定した建設工事請負変更契約書からは、履行期限が変更され平成27年度中すなわち平成28年3月31日までには工事が完了しないことが読み取れる。また、支出負担行為伺書（工事委託等・変更伺）は議会承認後に作成された財務帳票である。そして、通常、工事請負代金は、工事目的物が完成し、発注者に引き渡された後に支払われるものであるから、予算が繰り越されたことが容易に推認できる。したがって、開示請求書の開示請求に係る行政情報の名称の欄に記載されている「歩道環境改良工事（一般国道463号）その2の予算繰り越しのわかるもの」であることが認められる。

(2) そうすると、本件処分は一部開示決定ではあるが、請求した内容に対する文書の特定が適正になされ、特定された文書がすべて開示されていることになる。したがって、処分に対する審査請求の利益を有しないものである。

3 審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

4 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年10月31日	諮問の受理（諮問第433号）
②	平成30年 7月19日	審議
③	同 年 11月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 12月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)